

保護者の方へ

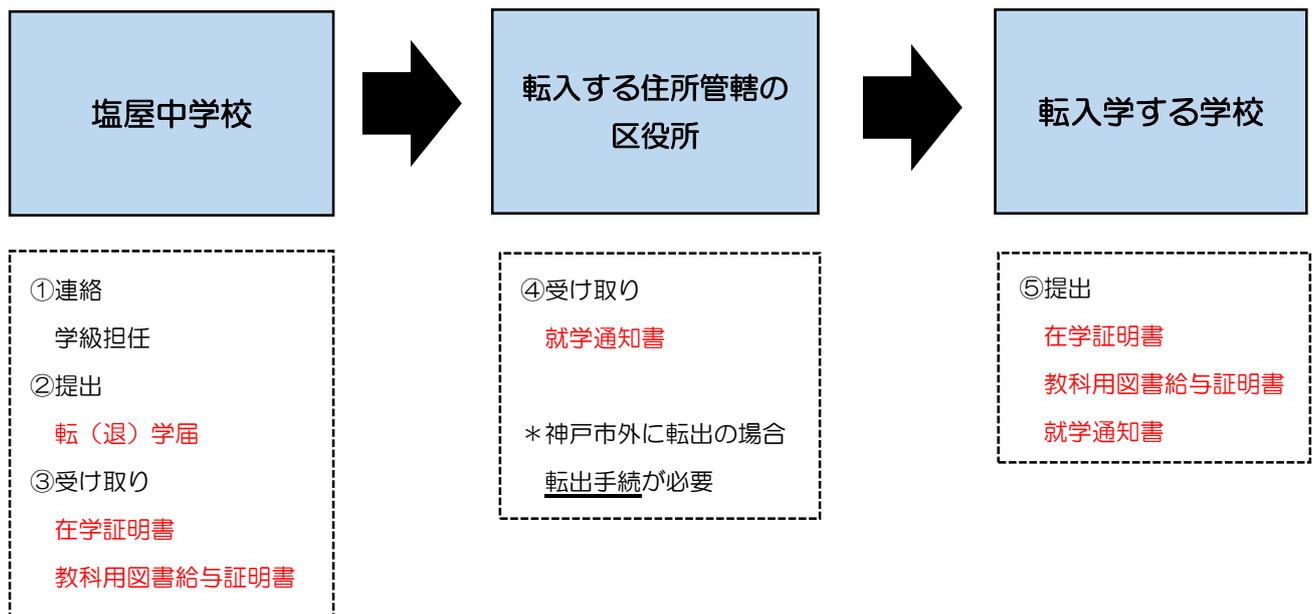
転出入の手続きについて

転出

<神戸市内の中学校へ転出>

- ① 転出予定がわかった時点で、担任にお知らせください。
- ② 「**転（退）学届**」を記入し、担任に提出してください。
（「**転（退）学届**」の用紙は学校でお渡しします。）
- ③ 塩屋中学校より「**在学証明書**」、「**教科用図書給与証明書**」を発行します。
- ④ 転入先区役所などで転入手続きをし、「**就学通知書**」が交付されます。
*転入手続きの際、「**在学証明書**」を確認することがあります。
- ⑤ 新しく就学する中学校に「**在学証明書**」、「**教科用図書給与証明書**」、「**就学通知書**」を提出してください。

<転出手続の手順>



<神戸市外の中学校へ転出>

- A. 上記の①～③までの手続きののち、垂水区役所で住所登録の転出手続をしてください。
*引越しの14日前から手続き可能です。
- B. 転入先区役所などで転入手続きをすると、「**就学通知書**」が交付されます。
*転入手続きの際、「**在学証明書**」を確認することがあります。
- C. 「**在学証明書**」、「**教科用図書給与証明書**」、「**就学通知書**」を転出先中学校へ提出してください。

転入

① 転入することが決まった時点で、塩屋中学校まで連絡してください。

塩屋中学校 ☎（078）753-2271 教頭まで

- ・生徒の名前、学年
- ・現在籍中学校名
- ・保護者の名前
- ・新住所、電話番号
- ・転入予定日
- ・来校予定の日時

② 現在籍校で、「**在学証明書**」、「**教科用図書給与証明書**」を発行してもらってください。

③ 垂水区役所で転入手続きをしてください。

垂水区役所

☎（078）708-5151 FAX（078）708-7450